産業廃棄物収集運搬業者のみなさまへ

平成23年４月１日から産業廃棄物収集運搬業に関する許可制度が合理化（一部の例外を除き県知事に一本化）されます。

廃棄物処理法の改正内容

【積替え保管がない場合】

事業区域と必要な許可の関係は次表のとおりとなります。

事業区域＼必要な許可	平成23年3月31日まで			平成23年4月1日以降		
	県知事	岡山市長	倉敷市長	県知事	岡山市長	倉敷市長
県内全域	○	○	○	○		
倉敷市を除く県内全域	○	○		○		
岡山市を除く県内全域	○		○	○		
岡山市及び倉敷市		○	○	○		
岡山市のみ		○			○	
倉敷市のみ			○			○

【積替え保管がある場合】

政令市内（岡山県の場合は岡山市、倉敷市です。）で積替え又は保管を行う場合は、上表に加え、積替え保管場所を管轄する政令市長の許可が必要となります。

経過措置等

既に取得している許可（積替え保管がある場合を除く。）に関する平成23年4月1日以降の考え方は次のとおりです。
なお、積替え保管を有する政令市長許可の取扱いは、従前のとおりです。

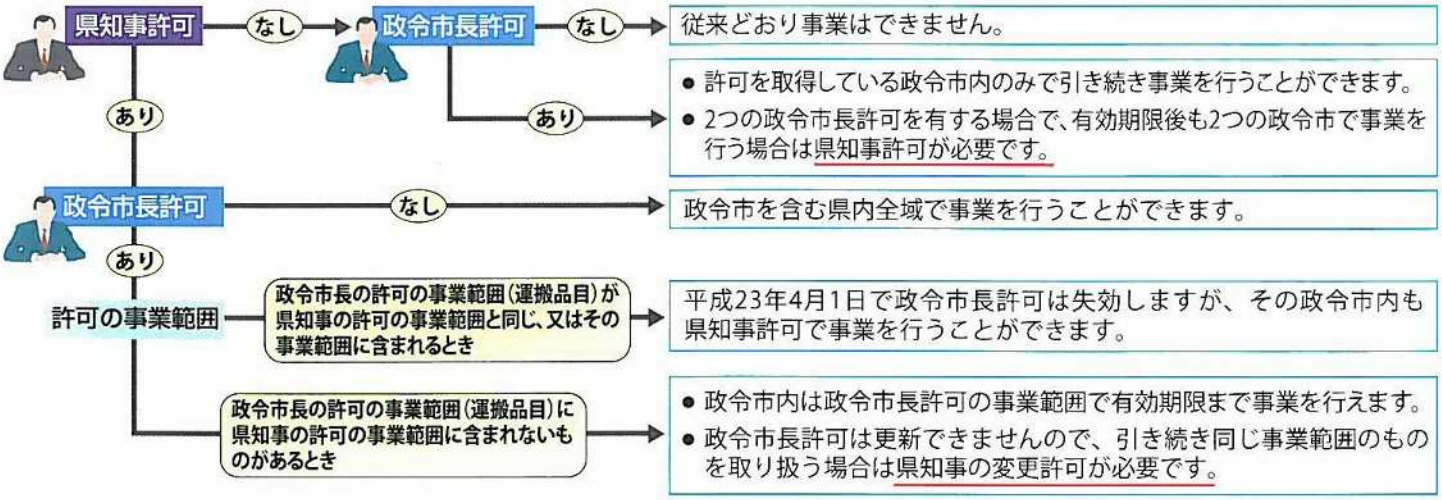

【経過措置等の参考例】

既取得許可：岡山県知事、岡山市長、倉敷市長（いずれも積替え保管なし。）
事業範囲：岡山市長（廃プラ、金属くず、がれき類）＞岡山県知事（廃プラ、がれき類）＞倉敷市長（がれき類）

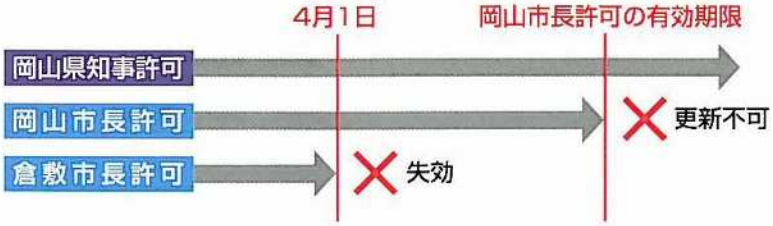

※1 4月1日以降は、倉敷市内でも廃プラ、がれき類が取り扱えます。
※2 岡山市長許可の有効期限後も引き続き金属くずを取り扱う場合は、県知事の変更許可が必要です。

平成23年3月　岡山県　岡山市　倉敷市